

## チョイソコいながわ

### 本格運行に係る地域公共交通会議への協議について

チョイソコいながわについては、本格運行を前提とした無償及び有償での実証実験運行の中で、より効率的で効果的な運行について地域公共交通会議にデマンド部会を設置し協議を進めてまいりました。道路運送法第4条の許可（以下「4条許可」という。）の申請に先立ち、公共交通会議において、本格運行内容について協議頂き、ご同意をお願い致します。

#### 道路運送法（抜粋）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

#### 【地域公共交通会議にて協議する事項】

- ① 区域運行に係る事業計画等に関する事（道路運送法第5条関係）
  - ・営業区域 ・運行系統及び運送の区間 等
- ② 運賃に関する事（道路運送法第9条関係）

#### 道路運送法（抜粋）

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営もうとする一般旅客自動車運送事業の種別
- 三 路線又は**営業区域**、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期的に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の様子の別を含む。）ごとに**国土交通省令で定める事項に関する事業計画**

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、**国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。**これを変更しようとするときも同様とする。

#### 【協議後の流れ】

- ・ 地域公共交通会議の同意を頂いた後に、運行事業者に対し、「協議が調っていることの証明書」を交付し、運輸局へ各種申請を行います（標準処理期間は、概ね3ヵ月程度）。

道路運送法第9条第4項，及び同法施行規則第9条第2項  
に掲げる協議が調っていることの証明書

令和3年12月●●日開催の猪名川町地域公共交通会議において、下記事項  
に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 地域公共交通会議の名称及び対象市町村

名 称：猪名川町地域公共交通会議

対象市町村：猪名川町

2 地域公共交通会議にて合意に至った年月日

合意年月日：令和3年12月●●日

3 合意の内容

(1) 運行形態 区域運行

(2) 運行理由 基幹交通の維持の難しい大島地区及び阿古谷・松尾台地  
区における住民の以上手段を確保するため、デマンド交  
通「チョイソコいながわ」の運行を開始するもの。

(3) 運行車両 車両数 3台（乗車定員11人未満）

所有者 ネットトヨタ神戸株式会社

使用者 日の丸ハイヤー株式会社

乗車定員 7人（客席6人）2台

10人（客席9人）1台

※当該車両は乗合専用車両として利用するものである。

(4) 運行主体、運行区域、運行日、運行時間、運賃、運行開始日につい  
ては、別紙運行計画のとおり。

令和3年12月●●日

猪名川町地域公共交通会議

会 長 柳 原 崇 男